

連鎖販売取引に関する法規制の強化を求める意見書

2012年(平成24年)4月13日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

1 金融商品取引, 商品預託取引に関する連鎖販売取引規制の明確化

特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)第33条が連鎖販売取引規制の対象となる事業を「物品(施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。以下同じ。)の販売(そのあつせんを含む。)又は有償で行う役務の提供(そのあつせんを含む。)」と定めている点を改正して, 連鎖販売取引規制の対象となる事業を, 「物品の販売又は有償で行う役務の提供, その他全ての有償取引」と規定するか, 少なくとも, 「施設を利用し又は役務の提供を受ける権利以外の権利」や金融商品取引及び商品預託取引が対象になることを明確にすべきである。

2 借入金, クレジットを利用する連鎖販売取引の勧誘の禁止

特定商取引法第34条の禁止行為規定を改正して, 連鎖販売取引における特定負担(商品の購入若しくは役務の提供の対価の支払又は取引料の提供)の支払方法につき, 借入金による, 又はクレジットを利用する契約の締結について勧誘することを禁止すべきである。

3 入会者数等, 特定利益額の開示義務

特定商取引法第37条を改正して, 連鎖販売取引の概要書面(同条第1項)及び契約書面(同条第2項)につき, 次のものを記載事項として追加すべきである。

直近の会計年度における入会者数・退会者数・期末の会員数

直近の会計年度において, 連鎖販売加入者(連鎖販売取引を店舗その他これに類似する設備によらずに行う個人に限る。)が収受した特定利益(年収)の平均金額

4 クーリング・オフ, 契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しにおける統括者の連帯責任規定の追加

特定商取引法を改正して, 連鎖販売契約(連鎖販売取引についての契約)のクーリング・オフ又は契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しによって生ずる当該商品の販売を行った者の債務について, 中途解約の場合(特定商取引法第40条の2第5項)と同様に, 統括者の連帯責任の規定を設けるべきである。

5 善意の契約当事者に対する不実告知等に基づく意思表示の取消しを制限する規定の削除

連鎖販売契約の勧誘において、勧誘行為を担当する構成員が不実告知等の行為をした場合において、当該連鎖販売契約の当事者となる構成員（統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者）がその事実を知らなかったときは、連鎖販売加入者は、当該契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しができない旨の規定（特定商取引法第40条の3第1項ただし書）を削除すべきである。

6 ピラミッド型連鎖販売組織の全面的禁止の検討

様々な組織形態で存在する連鎖販売取引のうち、先順位者が順次後順位者の出えんする金品から利益を受けることを内容とすることでピラミッド式に加入者を増加させる組織（以下「ピラミッド型連鎖販売組織」という。）については、射幸性や破綻必至性が特に強いことや、過去の裁判例においても無限連鎖講に該当するものと認定された事例が存在することから、特定商取引法の改正又は無限連鎖講の防止に関する法律（以下「無限連鎖講防止法」という。）の規定の明確化によって、当該組織の開設、運営、加入、加入することの勧誘及びこれらの行為を助長する行為を全面的に禁止することを検討すべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

連鎖販売取引は、昭和51年の訪問販売等に関する法律制定当時からトラブルが多発する取引形態として規定が設けられ、その後、マルチまがい商法の被害拡大やインターネットを利用したマルチの被害拡大などを踏まえて、適用要件の拡大や法規制の強化などの法改正を繰り返してきた。また、割賦販売法改正によりクレジット会社の加盟店調査義務を強化することにより、トラブルが多発する連鎖販売取引業者のクレジット利用を抑制してきた。

しかし、各地の消費生活センターには、最近でも11,623件（平成22年度）にも上る相談件数が寄せられている状態である。とりわけ、最近の特徴は、クレジット契約を利用しない代わりに、サラ金を利用して代金を支払わせるケースや、金融商品関連の取引についてマルチ型勧誘システムを展開するケースが目立っており、解決困難な実情がある。

連鎖販売取引は、一旦営業活動が広がり始めると破綻に至るまでは被害が潜在化しやすく、破綻後は被害救済が困難となるため、早期に取り締まることが肝要である。

そこで、現行特定商取引法による連鎖販売取引規制の内容につき、近時の被

害事例から問題点を抽出し、喫緊に必要と考える法改正事項を提言する。

2 金融商品取引，商品預託取引に関する連鎖販売取引規制の明確化

(1) 現行法の問題点

特定商取引法第33条第1項は、連鎖販売取引規制の対象となる事業を「物品（施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。以下同じ。）の販売（そのあつせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）」と定めている。

そして、この「物品」とは、「有体物たる動産」であり、「物品」に含まれている「施設を利用し又は役務の提供を受ける権利」の「役務」とは、「広く労務又は便益一般をいう」とするのが所管庁の見解である（消費者庁取引・物価対策課，経済産業省商務情報政策局消費経済政策課編『特定商取引に関する法律の解説（平成21年版）』194～196ページ 平成22年 商事法務）。

この点につき、対象取引を広く捉えるとの見解もあるが、所管庁のような解釈によると、出資契約に基づき金銭の配当を受ける権利などは、「施設を利用し又は役務の提供を受ける権利」に該当しないと解されるおそれがあり、近時、大規模なものを含め多数の被害を発生させている金融商品取引や商品預託取引に関する連鎖販売取引には、そもそも特定商取引法の連鎖販売取引の規制が一切及ばないこととなる。

(2) 対策

金融商品取引については金融商品取引法，商品預託取引については特定商品等の預託等取引契約に関する法律による規制を受ける可能性があり，これらの法律上，金融商品取引，商品預託取引を勧誘する業者は，その仕組みやリスクについて正確かつ十分な説明を行う義務を負うこととなっているが，新規加入者が後続の加入者を順次勧誘するという特性を持つ連鎖販売取引において，新規加入者がかかる説明義務を業者と同様に果たし得るとは到底考え難い。

また，金融商品取引法や特定商品等の預託等取引契約に関する法律の適用対象取引は政令等で指定されているので，これらの法律が適用される取引は一部にとどまり，政令等で指定されていない取引には適用がなく，政令指定外取引については，そもそも，これらの法律による規制も特定商取引法による規制も及ばない。

次に，連鎖販売取引の特性として，親しい者からの勧誘により冷静な判断

が妨げられたり、「必ず儲かる。」などの不実告知や断定的判断の提供といった不当な勧誘が行われやすいといったことが指摘できる。

金融商品取引等にこれが利用されると冷静な投資判断を妨げるおそれが大きく、しかも、対象取引による利益とリクルート利益という二重の利益が得られることをもって誇大な内容の勧誘がなされる事例が多い。

そこで、特定商取引法が連鎖販売取引規制の対象となる事業を「物品（施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。以下同じ。）の販売」又は「有償で行う役務の提供」に関するものに限定している点を改正して、少なくとも、「施設を利用し、又は役務の提供を受ける権利以外の権利」を含めて金融商品取引、商品預託取引に関する連鎖販売取引が規制対象になることを明確にすることが急務である。

さらには、連鎖販売取引規制は、そもそも新規加入者を獲得することによる利益（リクルート利益）が得られることをもって誘引するという販売方法自体を規制するものであり、金融商品取引・商品預託取引のほかにも規制対象外と考えられるような取引による被害が発生することを防止するためには、連鎖販売取引規制の対象となる事業を、物品の販売又は有償で行う役務の提供、その他全ての有償取引と規定することが望ましい。

(3) 被害事例

株式会社近未来通信

同社（平成18年12月20日破産手続開始決定）は、ネット技術を使って通話料を安くするIP電話事業を展開しているという触れ込みで、「IP電話中継局オーナーシステム」と称する事業を展開するとし、「中継局オーナー」を募集して多額の金銭を払い込ませ、IP電話利用者から徴収する通信料収入を基に毎月、多額の配当金を支払うと称していたが、実際には、新しく「中継局オーナー」となった者から集めた資金の大半を配当に回す自転車操業状態であった。

代理店契約（投資額105万円）をすることによって、他の者を勧誘すると、被勧誘者の契約内容に応じてインセンティブ（一時金）と毎月の稼働マージン等のリクルート利益がもらえると勧誘していた。

株式会社ワールドオーシャンファーム

同社（平成20年5月22日破産手続開始決定）は、フィリピン国内の養殖場でエビの養殖事業を実施しており、その事業から莫大な利益が得られると称して、多数の被害者に対し、最低1口50万円の投資をすると投資金額が1年で2倍の100万円になると勧誘し、同社に投資するための匿名組合

への出資を募ったが、事業の実態は全くなかった。

出資者が他者を勧誘して入会させると、紹介料、情報提供料として、出資金の利息以外のリクルート利益が得られると勧誘し、そのため高額利得者も生じた。

国民生活センターの平成20年8月7日付け記者説明会資料「マルチ商法型出資勧誘トラブル～勧誘行為は刑事罰に問われることも～」の相談事例

事例1

友人から「外国でお金を運用し、毎月15%～20%儲かる。半年位で倍以上になる」と誘われた。この出資契約をするには運用実績を見るためのソフトの月額利用料約2万円と入会金1万円が必要で合計3万円かかる。運用のため300万円を振り込み、人を紹介すれば紹介料が手に入るとのことだったので内100万円は妹を紹介した形で契約した。

しかし、契約概要が記載されている書面には、運用実績を見るソフトの記載はなく「FX自動売買ソフト」の契約になっていた。お金の振込先はソフト業者とは別の業者で「ポイント」と呼ばれる電子マネーの購入契約になっていた。換金には手数料がいるとのこと。また、電子マネーを使っただの商品申込書があり、「FX」、「弊社運用に応じてポイントを付与するが割り込むこともある。」などと、契約をすることにより電子マネーが増減するような記載があった。他の資料には「本人の意思で売買することはできない」とあることや、商品の契約先はソフト業者になっていることから、このソフト業者がお金の運用先になっているようである。

事例2

友人に「アメリカの投資会社に1000ドル投資すれば、1週間で80ドルのボーナスが40週もらえ、誰かを紹介すると紹介料もボーナスとしてももらえる。投資金額は100ドルから始められる。」と勧められた。資料には「確定利益を40週間提供する。」、「過去実績7倍～20倍」などとあり、良い話だと思ったので、FXで運用するという海外ファンドの契約をし、日本の代行会社の口座に約12万円振り込んだ。ボーナスの受取は、インターネットを通じてアメリカの投資会社に請求できるとのことであったが、ネット上に受取額が表示されているものの実際に受け取ることができなかった。

3 借入金・クレジットを利用する連鎖販売取引の勧誘の禁止

(1) 現行法の問題点

近時、特定負担の支払方法として、消費者金融等から金銭を借り入れさせたり、クレジットを利用して連鎖販売取引を行わせるよう勧誘する事例がみられるが、現行の特定商取引法では、かかる勧誘行為については特に規制がなされていない。

(2) 対策

手持ちの資金がない者に対して、特定利益が得られるという射幸心をあおり、借入金等による連鎖販売取引へと誘引する行為は、期待した利益が得られない場合において被勧誘者が多額の負債を負うなどのリスクも大きい。

このように、手持ち資金のない者や経済的に困窮している者に対して、いわば借金することによって得た資金を元手に射幸性の強い行為へと誘引する行為は、適合性原則違反、公序良俗違反のおそれがあることから、かかる勧誘行為を特定商取引法第34条の禁止行為に新たに加えることによって禁止すべきである。

(3) 事例

国民生活センターの平成18年11月8日付け記者説明会資料「マルチ取引の相談が引き続き増加 - 学生が“サラ金”に誘導されることも - 」の相談事例

友人から「よい副収入を得る方法がある」と言われ、後日、説明会に誘われて参加した。説明会では、「まず自分がビデオ教材を販売する代理店になり、次に販売代理店になる人を紹介すれば収入が得られる。成功すれば月に数百万円を稼ぐことができる」と説明された。そんなに儲かる副業ならやってみたいと思い、契約書に署名・捺印したところで、説明をしていた人から「仕事をするには、最初に36万円必要になる」と言われた。自分にはお金がないと伝えると、「サラ金で借りればいいよ」と言われ、友人に消費者金融に連れて行かれて、約36万円を借りた。契約後、何人が誘ってみたがなかなか代理店として契約してもらえず、勧誘時に説明されたように簡単に儲からない。

国民生活センターからの聴取結果（平成22年11月16日）

クレジットカードで特定負担を支払う（2回以上又はリボ払い）ケースが出てきている。特定負担となる購入商品は受領しているが、一定期間経過後、業者が所在不明になり、カード会社への債務のみが残ることがある。

4 入会者数・特定利益額等の開示義務

(1) 現行法の問題点

連鎖販売取引においては、「年収 万円が可能。」「私は×万円の収入を得ています。」などといった勧誘がなされ、これを信じて取引したところ、実際にそうした収入を得ることができずにトラブルになることが多い。

こうした勧誘に関し、特定商取引法第35条第3号は、「その連鎖販売業に係る特定利益について広告をするときは、その計算の方法」を表示しなければならないと規定しており、同法施行規則第26条第2項第3号は、「收受し得る金額その他の特定利益の指標を表示するときは、その指標と同等の水準の特定利益を実際に收受している者が当該連鎖販売業に係る商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする者の多数を占めることを示す数値を表示するなど、特定利益の見込みについて正確に理解できるように、根拠又は説明を表示すること」としている。

例えば、「年収 万円が可能」「私は×万円の収入を得ています。」といった表示をする際には、実際に販売員の中で、それと同等以上の額の特定利益を得ている者が多数を占めることなど、事実に基づく根拠を示し、実際以上に高収入が得られるかのような見込みを持たせないようにしなければならないとされている（消費者庁取引・物価対策課，経済産業省商務情報政策局消費経済政策課編『特定商取引に関する法律の解説（平成21年版）』215ページ 平成22年 商事法務）。

他方、広告以外については、特定利益による収入額の根拠を示すことを定めたような規定はない。

特定商取引法第37条第1項は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その連鎖販売業に係る取引を店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人に限る。）は、その特定負担についての契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面（いわゆる概要書面）を交付しなければならないことを規定している。

また、同条第2項は、連鎖販売業を行う者との間でその連鎖販売業に係る連鎖販売契約（連鎖販売取引についての契約）を締結した相手方が、その連鎖販売業に係る取引を店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、その連鎖販売契約の内容を明らかにする書面（いわゆる契約書面）を、交付しなければならないことを規定している。

この概要書面や契約書面においては、「連鎖販売業に係る特定利益に関する事項」を明記するものとされているが（同法施行規則第28条第1項第6号，第29条第5号），これに関する所管庁の見解では、当該連鎖販売業に

において得られる利益の仕組みについて取引の相手方が理解し得る形で記載すべきものとされ、「販売金額と仕入れ金額の差額のほかボーナスとして月間取扱金額の %があなたの収入になります。」、「あなたが勧誘した販売員の売上額の %をバックマージンとして支払います。」、「新規販売員を1人紹介する毎に紹介料として 円を支払います。」といった例が挙げられている（前掲書226ページ）。

しかし、こうした利益が得られる仕組みについての情報だけでは、取引をしようとする者が、勧誘時に説明されたり、自ら期待している年収額や月収額を特定利益によって実際に得られるかどうかを判断することは困難である。

(2) 対策

特定利益について根拠のない金額を告げるなどの不当な勧誘を防止し、取引をしようとする者が特定利益に関する十分な情報の下に契約の締結やクーリング・オフの行使を判断することができるようにするため、概要書面や契約書面には、直近の会計年度における、入会者数・退会者数・期末の会員数と、連鎖販売加入者（連鎖販売取引を店舗その他これに類似する設備によらずに行う個人に限る。）が収受した特定利益（年収）の平均金額を記載することを義務付けるべきである。

5 クーリング・オフ、契約の申込み又は承諾の意思表示の取消しの場合における統括者の連帯責任規定の追加

(1) 現行法の問題点

連鎖販売契約が中途解約された場合については、統括者（連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特定の表示を使用させ、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者。特定商取引法第33条第2項）は、これによって生ずる当該商品の販売を行った者の債務を連帯して弁済する責めを負うことが規定されており（特定商取引法第40条の2第5項）、これは、販売を行った者が無資力であったり所在をくらますなどの場合に加入者の救済を図るためのものとされている。

この趣旨は、連鎖販売契約がクーリング・オフされたり、申込み又は承諾の意思表示が取り消された場合にも同様に当てはまるところ、クーリング・オフ（同法第40条）や不実告知等による意思表示の取消し（同法第40条

の3)の場合については、統括者の連帯責任に関する規定が設けられていない。

(2) 対策

クーリング・オフや不実告知等による意思表示の取消しの場合についても、中途解約と同様に、統括者が、これによって生ずる当該商品の販売を行った者の債務を連帯して弁済する責めを負う旨の規定を設けるべきである。

6 善意の契約当事者に対する不実告知等に基づく意思表示の取消しを制限する規定の削除

(1) 現行法の問題点

特定商取引法第40条の3第1項本文は、連鎖販売加入者は、統括者若しくは勧誘者（統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者。同法第33条の2）が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し不実告知等の行為をし、又は一般連鎖販売業者（統括者又は勧誘者以外の者であって、連鎖販売業を行う者。同条）が、その連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し不実告知の行為をしたことにより、誤認をして当該連鎖販売契約の申込み又は承諾の意思表示をしたときは、この意思表示を取り消すことができると定めている。

このように、不実告知等を行った者と連鎖販売契約の相手方（契約当事者となる連鎖販売業を行う者）が異なる場合（例えば、勧誘者の不実告知により連鎖販売加入者が誤認して統括者との連鎖販売契約の締結に係る意思表示をした場合又は一般連鎖販売業者が連鎖販売契約の当事者となって新たな連鎖販売加入者との連鎖販売契約を締結するに当たり統括者若しくは勧誘者が不実の告知を行った場合）であっても、連鎖販売加入者は、当該意思表示を取り消すことができることが原則とされているが、同法第40条の3第1項ただし書は、当該連鎖販売契約の相手方が、同契約締結の当時、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が不実告知等の行為をした事実を知らなかったとき（ここで、「知らなかったとき」とは、過失なく知らなかったとき、すなわち、善意かつ無過失のことと解釈される。通達。）には、意思表示の取消しができないと規定している。

以上のように、同法第40条の3第1項ただし書が適用されるためには、連鎖販売契約の相手方（連鎖販売業を行う者）において、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が不実告知等の行為をしたことにつき、契約締結当時、

善意・無過失であったことを立証しなければならないこととなる。

同法第40条の3第1項ただし書の適用場面として考えられるのは、勧誘者が連鎖販売加入者に対して不実告知等を行い、その結果、誤認をした連鎖販売加入者が統括者と連鎖販売契約を締結をする場合であるが、同法第40条の3第1項ただし書によると、契約の「相手方」である統括者が、「勧誘者が連鎖販売加入者に対して不実告知等をしたことについて善意無過失である」と主張立証して連鎖販売加入者からの取消しを争う場面である。

しかし、そもそも勧誘者とは、「統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者」であり、統括者にとっては連鎖販売組織拡大のための手足にほかならないことから、勧誘者の不実告知等は統括者自身の不実告知等を同視されるべきであり、統括者は勧誘者の不実告知等について、その善意・悪意を問わず、意思表示の取消権の行使を受けなければならない。

特定商取引法は、勧誘者が不実告知等の禁止行為を行った場合には、統括者の善意・悪意を問わず、統括者も連座的に行政処分の対象となることを定めており（同法第38条第1項本文、同法第39条）、行政処分上は統括者は勧誘者の不実行為等の禁止行為について連座して行政処分を受けることとなっているにもかかわらず、意思表示の取消しの場面では、統括者が勧誘者の不実告知等の行為について善意かつ無過失の場合には取消権の行使を受けないとするのは首尾一貫しない。

さらに、勧誘者は、事業者である統括者から連鎖販売契約の締結について媒介することの委託を受けた第三者（消費者契約法第5条1項）に該当する場合があります、この場合には、消費者契約法上は、統括者が勧誘者の不実告知等について善意無過失であっても消費者である連鎖販売加入者は意思表示の取消しができるのであるから、特定商取引法第40条の3第1項ただし書は消費者契約法第5条1項とも矛盾する。

他方で、統括者又は勧誘者以外の一般連鎖販売業者が新たに連鎖販売加入者との間で連鎖販売契約を締結するに当たり、自ら新規会員を勧誘するケースだけでなく、統括者や勧誘者が実質的な勧誘行為を分担し、不実の告知等に及ぶケースもある。この場合も、一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引システムを利用して統括者又は勧誘者による勧誘行為を委託し、その成果を利用する関係にあると評価できることから、同様に不当勧誘行為による不利益を引き受けるべき立場にあると考えられる。

(2) 対策

以上より、特定商取引法第40条の3第1項ただし書は、契約当事者となる連鎖販売業を行う者が勧誘行為を担当する者の不実告知等の行為について善意かつ無過失の場合に取消権の制限を設けている点で不当であり、同法第38条1項本文、同法第39条や消費者契約法第5条1項とも矛盾するほか、そもそも、統括者が勧誘者の不実告知等の行為について善意かつ無過失であることは事実上考えられないことから、実際上の適用場面も考えられず、その存在自体無意味な規定でもあるから、削除すべきである。

7 ピラミッド型連鎖販売組織の全面的禁止の検討

(1) 連鎖販売取引と無限連鎖講

連鎖販売取引は、「連鎖販売業を行う者と勧誘を受ける加入者との取引において、再販売・受託販売・販売のあっせんをする他の者が支払う取引料・商品代金等の財源から利益（特定利益）が得られることを誘引文句として、商品販売・役務提供等の契約を行う取引」、として定義付けられている。

連鎖販売取引は、会員の拡大により大きな利益が得られるかのような誘引方法が射幸心をあおる特徴がある一方で、加入者の拡大が有限であるため破綻必至性があり、多くの者が損失を被る構造であることから実質的に禁止すべきものと指摘されてきたものの、経済活動を行う多段階の販売システムが広く該当する可能性もあることから、罰則による全面禁止ではなく、やや厳しい行為規制にとどめたものとされている。

これに対し、無限連鎖講は、金品を出えんする加入者が無限に増加するものであるとして、先順位者が後順位者の出えんする金品から自己の出えんした金品の価額、数量を上回る価額、数量の金品を受領することを内容とする金品の配当組織をいうものと定義付けられており（無限連鎖講防止法第2条）、その射幸性の強さや破綻必至性などの理由から、その開設、運営、加入、加入することの勧誘及びその他これを助長する行為は罰則をもって全面的に禁止されている（同法第3条）。

以上のように、連鎖販売取引は、売値から仕入値を引いた差益など商品流通により得られる利益のみならず、新規加入者を獲得することによる利益（リクルート利益）を設定し、後者が得られることを誘引文句として会員拡大の営業活動を展開する特徴がある点で、無限連鎖講と共通する特徴があるといえることができる。

現に過去の事案においても、取引の仕組みとしては連鎖販売取引に該当するものと評価される事業者が、組織の特徴としては無限連鎖講にも該当する

ものと認定された事例も少なくない（ベルギーダイヤモンド事件についての大阪高裁平成5年6月29日判決。判例時報1475号77ページ）。

連鎖販売取引は、勧誘を行う事業者と勧誘を受ける者とその先の第三者（他の者）との取引条件によって定義付けられているのに対し、無限連鎖講は金銭配当組織としての仕組みによって定義付けられているため、両者の要件は排斥関係ではなく重複適用される可能性があるからである。

そのため、連鎖販売取引の仕組みを設定して商品販売活動を展開している事業者の中には、ピラミッド型の無限連鎖講の組織的特徴を備えることにより、その破綻必至性や社会的有害性が特に強く、無限連鎖講による罰則を適用すべき事案であるにもかかわらず、「連鎖販売取引であるから営業活動を行うこと自体は適法である」との弁明を許す結果となっている実情がある。

(2) 対策

そこで、連鎖販売取引の中でも、先順位者が順次後順位者の出えんする金品から利益を受けることを内容とすることでピラミッド式に加入者を増加させる組織（ピラミッド型連鎖販売組織）については、特定商取引法の改正又は無限連鎖講防止法による禁止規定の要件の見直すことにより、物品の販売や有償の役務提供などの連鎖販売取引の形態を取る場合であっても禁止されることを明確化し、脱法的な無限連鎖講による被害が拡大しないよう、早期に取締りの実効性を上げることを検討すべきである。

ピラミッド型連鎖販売取引は、商品流通により得られる利益が存在する点では通常の経済活動の側面も認められるものの、新規加入者が無限に拡大することが組織維持の前提となっているならば、組織としての破綻必至性が明確に認められるものであるから、その実態が明らかになった組織に対しては罰則をもって禁止すべきである。

以上